

五霞町運送事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症感染拡大及び原油価格高騰の影響を受ける町内の運送事業者の事業継続を図るため、五霞町運送事業者支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、当該支援金の交付については、五霞町補助金等交付規則(令和4年五霞町規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交付対象事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は一般社団法人茨城県トラック協会定款(平成25年設立認可中企指令第77号)第4条各号に掲げる事業とする。

(2) 運送事業者 交付対象事業を行う事業者で、町内に本社又は営業所を有するものとする。

ただし、茨城県運輸支局に登録しているもの又は茨城県トラック協会に加盟しているものに限る。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす運送事業者とする。

(1) 令和4年9月30日(以下「基準日」という。)時点において、町内で交付対象事業を実施しており、今後も継続して事業を営業する意思があること。

(2) 基準日の時点において、交付対象事業を営業するに当たり必要な許可又は認可を有し、かつ、町内に本社を有する法人又は茨城県トラック協会加盟の法人であること。

(3) 五霞町暴力団排除条例(平成23年五霞町条例第18号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員等でないこと。

(4) 町税等が完納されており、直近の事業年分で確定申告をしていること。

(5) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人でないこと。

(6) 政治又は宗教上の組織でないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の対象となる車両(以下「交付対象車両」という。)は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

(1) 町内の本社又は営業所において、基準日の時点で交付対象事業の用に供するため、交付対象者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両(二輪及び非牽引車を除く。)

(2) 自動車検査証(有効期間内のものに限る。以下同じ。)において、使用の本拠の位置が、町内である車両

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両の台数に1万2千円を乗じた額とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 支援金に係る申請受付開始日は、令和4年12月1日とする。

2 申請期限は、令和5年1月31日とする。

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五霞町運送事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業を営むために必要な許認可を受けていることを証明する書類の写し
- (2) 運輸局へ提出した直近の事業計画(変更)認可申請書及び事業計画(変更)届出書
- (3) 町内に配置登録のある営業車両全ての車検証の写し及び写真(ナンバープレートが写っているもの。)
- (4) 対象車両一覧表(様式第2号)
- (5) 直近の確定申告書類の写し(法人にあっては、法人税確定申告書別表一。開業後間もない等の理由により確定申告を行っていない場合は、申請時点までの売上げが確認できる書類)
- (6) 振込先の通帳の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、原則として郵送により行うものとする。

3 同一事業者からの申請は、1回限りとする。

(交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、その結果を五霞町運送事業者支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知する。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消すことができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が不適正と認めるとき。

2 町長は、前項の取消しをしたときは、五霞町運送事業者支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しにより、交付決定者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(支援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、五霞町運送事業者支援金返還命令書(様式第5号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第11条 町長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(庶務)

第12条 この要綱に定める手続等については、まちづくり戦略課において処理する。
(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。